



茨城県報

第 169 号

令和 3 年 (2021 年) 1 月 7 日

木 曜 日

目 次

| 規 則 | ページ |
|--|-----|
| ●茨城県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) | 1 |
| ●茨城県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) | 2 |
| 告 示 | |
| ●定款変更の認可 (農村計画課) | 2 |
| ●道路の区域の変更 (道路維持課) | 2 |
| ●道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) | 3 |
| ●道路の占用を制限する区域の変更 (道路維持課) | 3 |
| ●土地改良区の解散に伴う清算人の退任 (農林事務所) | 4 |
| 公 告 | |
| ●家畜伝染病の発生について (畜産課) | 4 |
| ●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催 (12 件) (都市計画課) | 4 |
| ●開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) | 42 |
| ●入札公告 (会計管理課) | 42 |
| ●入札公告 (8 件) (下水道事務所) | 47 |
| (企 業 局) | |
| ●入札公告 (3 件) | 86 |
| (病 院 局) | |
| ●入札公告 | 100 |
| (警 察 本 部) | |
| ●落札者等の公示 | 103 |

規 則

茨城県規則第 1 号

茨城県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県立自然公園条例施行規則 (昭和 37 年茨城県規則第 59 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条第 18 号中「第 17 条第 1 項」を「第 21 条第 1 項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第 2 号

茨城県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県自然環境保全条例施行規則（昭和 48 年茨城県規則第 90 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 12 号イ及び第 21 条第 6 号ア中「第 17 条第 1 項」を「第 21 条第 1 項」に改める。

第 21 条の 3 第 1 号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第 31 条第 5 項に次の 1 号を加える。

(3) 県及び市町村以外の者が、条例第 9 条の 3 第 3 項の認定を受ける場合は、第 21 条の 3 第 1 号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第 9 号

大須賀津土地改良区から令和 2 年 4 月 3 日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により令和 2 年 12 月 24 日認可した。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第 10 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 3 年 1 月 7 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 奥野谷知手線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|--|------|--------------------|------|------|
| 神栖市知手字和手3108番 4 から 神栖市知手字和手3108番 4 まで | 旧 | メートル | メートル | |
| | | 最大 39.2 最小 25.2 | 24 | |
| | 新 | 最大 59.2 最小 25.3 | 24 | 現道拡幅 |

茨城県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和3年1月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 一般国道 118号
- 2 供用開始の区間 那珂市下大賀字竹ノ内895番2地先から
常陸大宮市下村田字富士山東777番2地先まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月12日

茨城県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和3年1月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 土浦笠間線
- 2 供用開始の区間 石岡市大増字砂押場2561番3から
石岡市大増字岡田3344番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年1月12日

茨城県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を変更することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和3年1月7日から2週間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道 路 の 種 類 国道
- 2 路 線 名 118号
- 3 占用を制限する区域

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 摘 要 |
|---|------|----------------------------|-------------|------|
| 那珂市下大賀字竹ノ内895番2地先から 常陸大宮市下村田字富士山東777番2地先 まで | 旧 | メートル 最大 23.7 最小 13.5 | メートル 900 | |
| | 新 | 最大 46.9 最小 27.2 | 900 | 現道拡幅 |

4 占用の制限の開始の期日 令和3年1月12日

茨城県告示第14号

清算法人浅間下土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和3年1月7日

茨城県鹿行農林事務所長 塩 畑 実

退 任

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|----------------|
| 橋 本 賢 一 | 潮来市潮来29番地2 |
| 久保木 博 | 潮来市潮来30番地1 |
| 稲 田 日出男 | 潮来市潮来5004番地4 |
| 根 本 英 吉 | 潮来市あやめ二丁目31番地1 |
| 赤 尾 廣 司 | 潮来市潮来148番地 |
| 鴫 田 正 信 | 潮来市潮来3074番地 |
| 鴫 田 学 | 潮来市潮来34番地2 |

公 告

●家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和 彦

| 家畜伝染病の種 類 | 家畜の種 類 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生場所 | 発 生 年月日 | 転 帰 |
|-----------|--------|-------------|------|------|---------------|-----------------------|
| ヨーネ病 | 肉用牛 | 患畜 | 1 頭 | 土浦市 | 令和2年 12月4日 | 家畜伝染病予防法第17条の規定により殺処分 |

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

水海道都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|-----------------------------------|--|
| 令和3年1月22日 午前10時30分 | 常総市水海道諏訪町3222-3 常総市役所 1階 市民ホール | 提出先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月15日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 水海道都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

常総市の一部

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

- a 都市計画区域の名称及び範囲
- b 都市づくりの基本理念
- c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- a 区域区分の決定の有無
- b 区域区分の方針

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

- a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするととも

に、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 15 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先と同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 常総市水海道諏訪町3222-3

常総市都市建設部都市計画課

電話 0297-30-6202

別 掲

公 述 申 出 書

水海道都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 水海道都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

石下都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|----------------------|-----------------------------------|--|
| 令和3年1月22日 午後1時30分 | 常総市水海道諏訪町3222-3 常総市役所 1階 市民ホール | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月15日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 石下都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

常総市の一部

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方

針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 15 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 常総市水海道諏訪町3222- 3

常総市都市建設部都市計画課

電話 0297-30-6202

別 掲

公 述 申 出 書

石下都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 石下都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号_____
氏 名_____
年 齢_____
職 業_____
歳

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

取手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|-------------------------|--|
| 令和3年1月22日 午前10時30分 | 守谷市大木966番地の1 守谷市民交流館 | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月15日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 取手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

取手市及び守谷市の全域

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

b 区域区分の方針

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和3年1月7日から令和3年1月15日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 取手市西2-35-3

取手市都市整備部都市計画課

電話 0297-74-2141 (内線3114)

(3) 守谷市大柏950番地の1

守谷市都市整備部都市計画課

電話 0297-45-1111 (内線243)

別 掲

公 述 申 出 書

取手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 取手都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

取手都市計画区域区分の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|----------------------|-------------------------|--|
| 令和3年1月22日 午後1時30分 | 守谷市大木966番地の1 守谷市民交流館 | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月15日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 取手都市計画区域区分の変更

ア 都市計画の種類

区域区分

イ 都市計画の内容

市街化区域と市街化調整区域との区分の変更

ウ 都市計画を変更する土地の区域（位置図参照）

(ア) 市街化区域に追加する部分

守谷市 野木崎 字角釜の一部

エ 案の作成理由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和3年1月7日から令和3年1月15日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 守谷市大柏950番地の1

守谷市都市整備部都市計画課

電話 0297-45-1111 (内線243)

別 掲

公 述 申 出 書

取手都市計画区域区分の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 取手都市計画区域区分の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

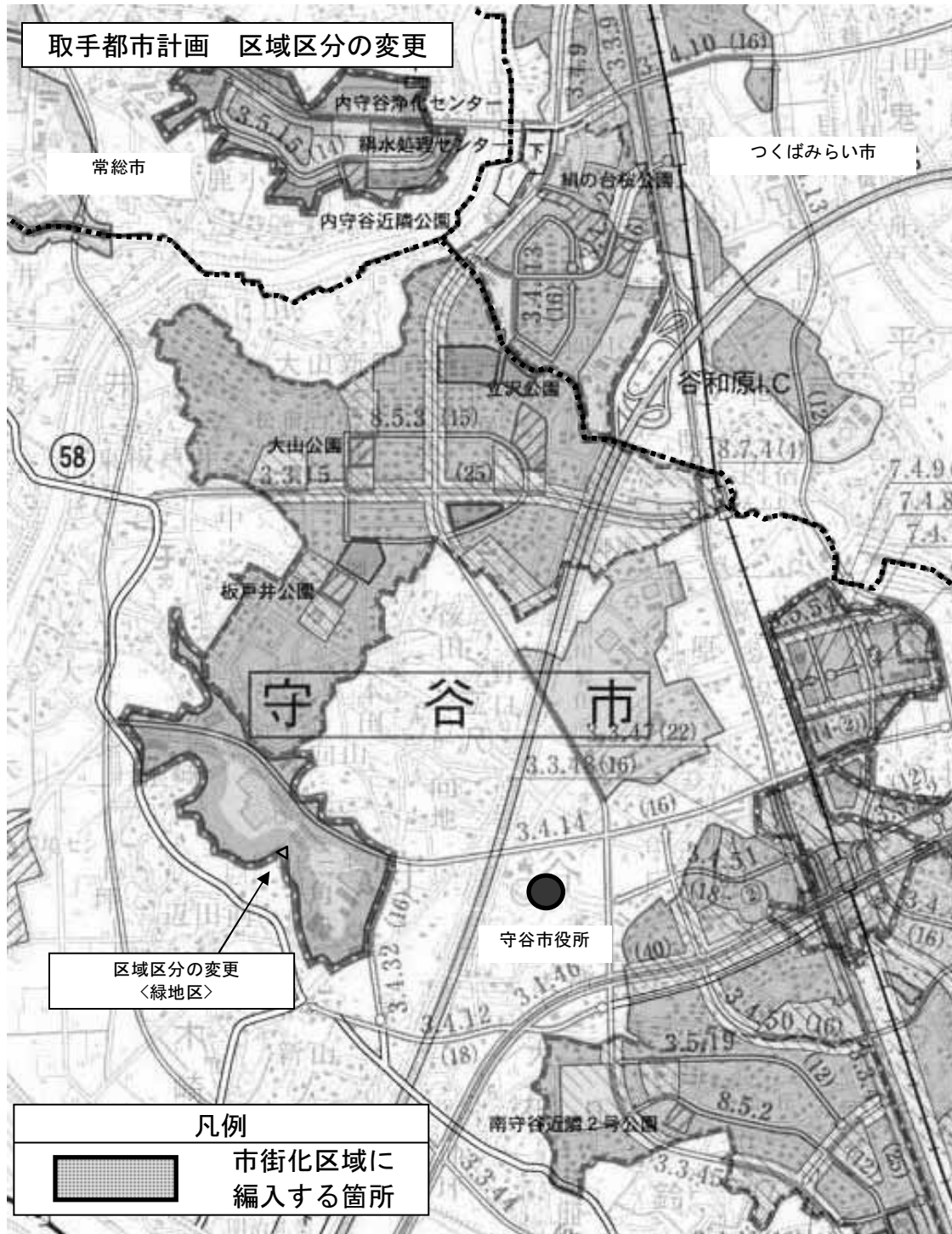
歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

位置図



●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

下館・結城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|-----------------------------------|--|
| 令和3年1月22日 午前10時30分 | 筑西市二木成615 茨城県筑西合同庁舎 1階 大会議室 | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月15日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 下館・結城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

結城市、筑西市及び桜川市の全域

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

b 区域区分の方針

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 15 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 結城市中央町二丁目 3 番地

結城市都市建設部都市計画課

電話 0296-34-0422

(3) 筑西市丙 360 番地

筑西市土木部都市整備課

電話 0296-20-1178

(4) 桜川市羽田 1023 番地

桜川市建設部都市整備課

電話 0296-58-5111

別 掲

公 述 申 出 書

下館・結城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、
次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 下館・結城都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号_____
氏 名_____
年 齡_____
職 業_____
歳

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

下妻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|----------------------|--------------------------------|--|
| 令和3年1月22日 午後2時00分 | 下妻市本城町2-22 下妻市役所 本庁舎3階 大会議室 | 提出先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月15日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 下妻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

下妻市の全域

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 15 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 下妻市本城町 2-22

下妻市建設部都市整備課

電話 0296-45-8128

別 掲

公 述 申 出 書

下妻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 下妻都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

稲敷東部台都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|---------------------------------|--|
| 令和3年1月25日 午前10時30分 | 稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 3階 331会議室 | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月18日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 稲敷東部台都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

稲敷市の一部及び美浦村の全域

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

b 区域区分の方針

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 6 条の 2 の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 18 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 稲敷市犬塚 1570 番地 1

稲敷市地域振興部産業振興課

電話 029-892-2000

(3) 稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地

美浦村経済建設部都市建設課

電話 029-885-0340 (内線 222)

別 掲

公 述 申 出 書

稲敷東部台都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、
次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 稲敷東部台都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号_____
氏 名_____
年 齢_____
職 業_____
歳

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

稲敷東南部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|----------------------|---------------------------------|--|
| 令和3年1月25日 午後1時30分 | 稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所 3階 331会議室 | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月18日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 稲敷東南部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

稲敷市の一部及び河内町の全域

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 18 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先と同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 稲敷市犬塚1570番地 1

稲敷市地域振興部産業振興課

電話 029-892-2000

(3) 稲敷郡河内町源清田1183

河内町都市整備課

電話 0297-84-2111

別 掲

公 述 申 出 書

稲敷東南部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、
次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 稲敷東南部都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

小美玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|---------------------------|--|
| 令和3年1月25日 午前10時30分 | 小美玉市堅倉835番地 小美玉市美野里公民館 | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月18日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 小美玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

小美玉市の全域

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方

針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 18 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先と同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 小美玉市堅倉835番地

小美玉市都市建設部都市整備課

電話 0299-48-1111

別 掲

公 述 申 出 書

小美玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 小美玉都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

土浦・阿見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|----------------------|---------------------------------------|--|
| 令和3年1月25日 午後2時00分 | 土浦市真鍋5-17-26 茨城県土浦合同庁舎 3階 第1会議室 | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月18日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 土浦・阿見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

土浦市及び阿見町の全域

かすみがうら市の一部

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

b 区域区分の方針

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和3年1月7日から令和3年1月18日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 土浦市大和町9番1号 ウララ4階

土浦市都市産業部都市計画課

電話 029-826-1111 (内線2361)

(3) かすみがうら市大和田562

かすみがうら市都市産業部都市整備課

電話 029-897-1111

(4) 阿見町中央一丁目1番1号

阿見町産業建設部都市計画課

電話 029-888-1111

別 掲

公 述 申 出 書

土浦・阿見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、
次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 土浦・阿見都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

大子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|-----------------------|--|--|
| 令和3年1月25日 午前10時30分 | 常陸大宮市野中町3083-2 茨城県常陸大宮合同庁舎 1 階 共用会議室 | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月18日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 大子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

大子町の一部

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方

針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 18 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 久慈郡大子町大字大子866番地

大子町建設課

電話 0295-72-2611

別 掲

公 述 申 出 書

太子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 太子都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号_____
氏 名_____
年 齢_____
職 業_____
歳

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

大宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定したときは、その旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時 | 場 所 | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式 |
|----------------------|--|--|
| 令和3年1月25日 午後1時30分 | 常陸大宮市野中町3083-2 茨城県常陸大宮合同庁舎 1 階 共用会議室 | 提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 大井川 和彦 (土木部都市局都市計画課扱い) 提出期限 令和3年1月18日(必着のこと) 様 式 別掲のとおり |

2 都市計画の構想

(1) 大宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

ア 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

イ 都市計画区域の範囲

常陸大宮市の一部

ウ 都市計画の概要

(ア) 都市計画の目標

a 都市計画区域の名称及び範囲

b 都市づくりの基本理念

c 地域ごとの市街地像

(イ) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a 区域区分の決定の有無

(ウ) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

d 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

エ 案の作成理由

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定に基づき、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

針を定めるものである。

なお、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに、その実現に向けた土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

オ 都市計画の変更案の閲覧

閲覧期間 令和 3 年 1 月 7 日から令和 3 年 1 月 18 日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

閲覧場所 公聴会に関する問い合わせ先に同じ

3 公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029-301-4592

(2) 常陸大宮市中富町3135-6

常陸大宮市建設部都市計画課

電話 0295-52-1111

別 掲

公 述 申 出 書

大宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿
(土木部都市局都市計画課扱い)

案 件 名 大宮都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更

公述申出人 住 所

電話番号

氏 名

年 齢

歳

職 業

意見の要旨 別 紙

※意見の要旨については400字程度で記載すること。

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字大戸字仲内1354番3

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字大戸3333番195

眞岡 照衛

水戸市見川町2137番地の4

富田 富子



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字堂ノ上926番2

2 事業主の住所及び氏名

小美玉市羽刈397番地2 ハッピーハウス1-203

長津 洋平、長津 彩



●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年1月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 入札に付する事項

(1) 案件番号

023004000030501

(2) 購入物品及び数量

電子黒板 289台

(3) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(4) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(5) 納入場所

水戸第一高等学校（水戸市三の丸3-10-1）、水戸第二高等学校（水戸市大町2-2-14）、水戸第三高等学校（水戸市三の丸2-7-27）、水戸農業高等学校（那珂市東木倉983）、水戸工業高等学校（水戸市元吉田1101）、水戸桜ノ牧高等学校（水戸市小吹町2070）、鉾田第二高等学校（鉾田市鉾田1158）、土浦第一高等学校（土浦市真

鍋 4-4-2)、土浦第二高等学校 (土浦市立田町 9-6)、石岡第一高等学校 (石岡市石岡 1-9)、牛久栄進高等学校 (牛久市東端穴町 876)、竹園高等学校 (つくば市竹園 3-9-1)

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 担当 木村

電話 029-301-4875

F A X 029-301-4888

所属メールアドレス : kaikanri5@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格 (仕様) に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2 の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2 の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

入札公告の日から令和 3 年 2 月 4 日 (木) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、茨城県の休日 を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

(2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県会計事務局会計管理課 (県庁舎 6 階)

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) で入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 1 月 27 日 (水) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 3 年 2 月 1 日 (月) 午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便（書留郵便に限る。）又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(4)及び(5)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 3 年 2 月 4 日 (木) 午前 11 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料を郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 2 月 10 日 (水) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2 の担当部局へ簡易書留郵便で提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額）の制限の範囲内で、最低の価格を

もって申込みをした者を落札者とするので、入札額は、消費税及び地方消費税を含まない金額（整数）を記載すること。

提出された入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 2 月 16 日（火）午後 4 時までシステムにファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 3 年 2 月 17 日（水）午前 10 時

イ 場所

茨城県会計事務局会計管理課入札室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(5) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(7) 電子証明書を不正に使用した入札

(8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札

(9) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(10) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(11) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。

(13) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

(1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システ

ムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上次に示す場所に、令和3年1月21日(木)までに申請すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Smart board

(2) Time limit for tender:

Time limit of tender (by hand): 4:00 p. m, February 16, 2021

Time limit of tender (by mail): 4:00 p. m, February 16, 2021

Time limit of tender (by system): 4:00 p. m, February 16, 2021

(3) Submission location and contact number

Treasury Division, Treasury Bureau, Ibaraki Prefectural Government

978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4875

◎入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県鹿島下水道事務所長 清 代 英 明

1 入札に付する事項

(1) 件名

茨城県深芝処理場で使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

約9,036,100キロワット時

(3) 調達件名の使用等

入札説明書 (仕様書) による。

(4) 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

深芝処理場 神栖市北浜 9 番地

2 担当部局

〒314-0101

茨城県神栖市北浜 9

茨城県鹿島下水道事務所

調達内容に関する担当：施設管理課 内堀

入札事務に関する担当：総務課 茂木

電話 0299-96-2617

F A X 0299-96-1099

所属メールアドレス：kage@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第254号) に基づく物品調達等競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (5) 過去の継続する 1 年間に、契約種別が特別高圧で、9,000,000キロワット時以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (6) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと (更生計画の認可決定後又は再

生計画認定決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)

(7) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所等

(1) 茨城県鹿島下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和 3 年 2 月 1 日までの午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場所

茨城県神栖市北浜 9 茨城県鹿島下水道事務所 事務室

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。

茨城県鹿島下水道事務所メールアドレス kage@pref.ibaraki.lg.jp

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 1 月 18 日午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 3 年 1 月 22 日 午後 4 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 3 年 2 月 1 日 午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより以下のいずれかの方法で提出すること。

ア 入札参加登録シート (txtファイル) を電子調達システムにより提出し、確認申請書は郵送、持参またはメールにより提出すること。

イ 確認申請書等を画像ファイル (TIFFファイル等) に変換し、電子調達システムにより提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送 (書留郵便に限る。) 又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和3年2月5日 午後4時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の作成方法

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載すること。

なお、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は含めないものとし、入札書と併せて算出の根拠となった単価表及び計算書 (任意様式) を2の担当部局に郵送、持参またはメールにより提出すること。

(2) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (整数) を記載すること。また、契約にあたっては入札書の算出の根拠となった入単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(3) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年2月18日午後4時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当部局に必着のこと。

(4) 開札日時及び場所

ア 日時

令和3年2月19日 午前10時

イ 場所

茨城県鹿島下水道事務所 事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。

- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) この調達に係る令和 3 年度予算案が否決された場合は、本公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Fukashiba Waste Water Treatment Plant

9,036,100 kWh

- (2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 4:00 p.m. February 18, 2021

Hand delivery : 4:00 p.m. February 18, 2021

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Kashima Sewerage Office,

9, Kitahama Kamisu-shi Ibaraki Prefecture, 314-0101 Japan.

TEL 0299-96-2617

◎入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県流域下水道事務所長 和田 幸 三

1 入札に付する事項

- (1) 件名

霞ヶ浦浄化センターで使用する電気の供給

- (2) 予定使用電力量

22,544,600キロワット時

(3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」(仕様書)による。

(4) 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

霞ヶ浦浄化センター

2 担当部局

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所

・入札契約に関すること 総務課 担当 浅野

・調達内容に関すること 霞ヶ浦浄化センター 担当 白土

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

所属メールアドレス : ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。

(4) 過去の継続する1年間に、契約種別が特別高压で22,500,000キロワット時以上の電気を供給した実績を有する者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く)。

(6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和 3 年 2 月 1 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例(平成元年茨城県条例第 7 号)に定める休日を除く。

イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

- (2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること（様式任意）。
・霞ヶ浦浄化センター メールアドレス：ryuge_kasumi@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 1 月 18 日（月）午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 3 年 1 月 22 日（金）午後 4 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

令和 3 年 2 月 1 日（月）午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

電子調達システムにより入札参加登録シート（txt ファイル）を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を郵送、持参または 2 に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

- (3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

- (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 2 月 5 日（金）午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書（様式は任意）」について郵送、持参または 2 に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算にした総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 2 月 18 日（木）午後 4 時までシステムへのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 3 年 2 月 19 日（金）午前 9 時

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1 階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
 - (2) 入札参加資格がない者がした入札
 - (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
 - (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
 - (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
 - (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - (7) 電子証明書を不正に使用した入札
 - (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
 - (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
 - (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
 - (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
 - (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
 - (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
 - (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
 - (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
 - (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札
- 11 落札者の決定方法等
- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
 - (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。
- 12 入札の辞退
- 競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。
- ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。
- 13 再度入札等
- (1) 再度入札は 1 回とする。
 - (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
 - (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。
- 14 契約書作成の要否
- 要
- 15 詳細は入札説明書による。
- 16 その他
- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 3 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
 - (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要な事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity to be used in Kasumigaura Purification Center 22,544,600kWh
- (2) Time limit for tender :
Hand delivery : 4:00 p.m. , February 18 , 2021
Mail delivery : 4:00 p.m. , February 18 , 2021
- (3) Contact point for the notice :
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,
2-8-1 Kohoku Tsuchiura - shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年1月7日

茨城県流域下水道事務所長 和田 幸三

1 入札に付する事項

- (1) 件名
利根浄化センターで使用する電気の供給
- (2) 予定使用電力量
24,392,200キロワット時
- (3) 調達件名の仕様等
「入札説明書」(仕様書)による。
- (4) 供給期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 供給場所

茨城県北相馬郡利根町布川三番割

利根浄化センター

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 関野

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

メールアドレス : ryuge@pref. ibaraki. lg. jp

(2) 調達内容に関すること

〒300-1622

茨城県北相馬郡利根町布川三番割

茨城県流域下水道事務所 利根浄化センター 担当 大森

電 話 0297-68-3301

F A X 0297-68-8011

メールアドレス : ryuge_tone@pref. ibaraki. lg. jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 過去の継続する 1 年間において、契約種別が特別高圧で 24, 300, 000 キロワット時以上の電気の供給実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと (更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和 3 年 2 月 1 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること(様式任意)。

・利根浄化センター メールアドレス: ryuge_tone@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 1 月 18 日(月)午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2(1)の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 3 年 1 月 22 日(金)午後 4 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 3 年 2 月 1 日(月)午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより入札参加登録シート(txtファイル)を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を郵送、持参または 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 2 月 5 日(金)午後 4 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書(様式は任意)」について郵送、持参または 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2(1)の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(整数)を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 2 月 18 日(木)午後 4 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2(1)の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 3 年 2 月 19 日(金) 午前 10 時

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1 階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。)第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 3 年度当初予算が否決された場合には効力は失うものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要な事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity to be used in Tone Purification Center 24,392,200kWh
- (2) Time limit for tender :
Hand delivery : 4:00 p.m. , February 18 , 2021
Mail delivery : 4:00 p.m. , February 18 , 2021
- (3) Contact point for the notice :
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,
2-8-1 Kohoku Tsuchiura - shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年1月7日

茨城県流域下水道事務所長 和田 幸三

1 入札に付する事項

- (1) 件名
西幹線ポンプ場で使用する電気の供給
- (2) 予定使用電力量
2,071,900キロワット時
- (3) 調達件名の仕様等
「入札説明書」(仕様書)による。
- (4) 供給期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 供給場所

| | |
|------------------|-----------|
| つくば市高崎1033-1 | 茎崎ポンプ場 |
| つくば市羽成876 | 谷田部第二ポンプ場 |
| つくば市鬼ヶ窪下山1047-87 | 谷田部第一ポンプ場 |
| つくば市今鹿島2522-3 | 豊里ポンプ場 |

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032

茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 関野

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

メールアドレス : ryuge@pref. ibaraki. lg. jp

(2) 調達内容に関すること

〒300-1622

茨城県北相馬郡利根町布川三番割

茨城県流域下水道事務所 利根浄化センター 担当 大森

電 話 0297-68-3301

F A X 0297-68-8011

メールアドレス : ryuge_tone@pref. ibaraki. lg. jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。
- (4) 過去の継続する1年間に、標準電圧6,000Vで2,070,000キロワット時以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和 3 年 2 月 1 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。

・利根浄化センター メールアドレス : ryuge_tone@pref. ibaraki. lg. jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 1 月 18 日 (月) 午後 4 時まで
なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2(1)の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 3 年 1 月 22 日 (金) 午後 4 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 3 年 2 月 1 日 (月) 午後 4 時まで
なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより入札参加登録シート (txt ファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を郵送、持参または 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 2 月 5 日 (金) 午後 4 時まで、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書 (様式は任意)」について郵送、持参または 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2(1)の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (整数) を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算にした総価を記載しなければならない。なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 2 月 18 日 (木) 午後 4 時までシステムへのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2(1)の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 3 年 2 月 19 日 (金) 午前 10 時 30 分

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1 階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 3 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

(2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural relay pumping station 2,071,900kWh

(2) Time limit for tender :

Hand delivery : 4:00 p.m. , February 18 , 2021

Mail delivery : 4:00 p.m. , February 18 , 2021

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,

2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.

TEL 029-823-1621

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年1月7日

茨城県流域下水道事務所長 和田 幸三

1 入札に付する事項

(1) 件名

潮来浄化センター外7箇所で使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

3,542,000キロワット時

(3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」(仕様書)による。

(4) 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

茨城県潮来市日の出 8 丁目 28 番 1 号外 7 箇所

潮来浄化センター外 7 箇所

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 廣瀬

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

メールアドレス ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 調達内容に関すること

〒300-0032

茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 霞ヶ浦浄化センター 白土

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

メールアドレス ryuge_itako@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定による小売電気事業に登録されている者であること。

(4) 過去の継続する 1 年間に、標準電圧 6,000 V で、3,540,000 キロワット時以上の電気を供給した実績を有する者であること。

(5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと (更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)

(6) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和 3 年 2 月 1 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 電話 029-823-1621

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。

・茨城県流域下水道事務所 霞ヶ浦浄化センター メールアドレス: ryuge_itako@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 1 月 18 日 (月) 午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2(1)の担当部局に同じ。

ウ 質問方法

質問は電子調達システムにより TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 3 年 1 月 22 日 (金) 午後 4 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に「3 入札参加資格」に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 3 年 2 月 1 日 (月) 午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより入札参加登録シート (txtファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格証明書を郵送、持参またはメールアドレスへの送信により 2(1)の担当部局に提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 2 月 5 日 (金) 午後 4 時まで、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書 (様式は任意)」について郵送、持参またはメールアドレスへの送信により 2 (1)の担当部局に提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2 (1)の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (整数) を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算にした総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 2 月 18 日 (木) 午後 4 時までシステムへのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 (1)の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 3 年 2 月 19 日 (金) 午前 11 時

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1 階 事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。) 第143条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しないものがした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 3 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙に

よる入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity to be used in 7 Points of Itako Purification Center And
Others 3, 542, 000kWh
- (2) Time limit for tender :
Hand delivery :4:00 p. m. , February 18, 2021
Mail delivery :4:00 p. m. , February 18, 2021
- (3) Contact point for the notice :
General Affairs Division,
Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,
2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
TEL 029-823-1621

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年1月7日

茨城県流域下水道事務所長 和田 幸三

1 入札に付する事項

- (1) 件名
那珂久慈浄化センター外11箇所で使用する電気の供給
- (2) 予定使用電力量
約17,190,500キロワット時
- (3) 調達件名の仕様等
入札説明書（仕様書）による。
- (4) 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

茨城県ひたちなか市長砂163-8 外11箇所

那珂久慈浄化センター 外11箇所

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 五十嵐

電 話 029-823-1621

F A X 029-823-1626

メールアドレス ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 調達内容に関すること

〒312-0004 茨城県ひたちなか市長砂163-8

茨城県流域下水道事務所 那珂久慈浄化センター 担当 藤田

電 話 029-285-7760

F A X 029-285-7764

メールアドレス ryuge_nakakuji@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業に登録されている者であること。

(4) 過去の継続する1年間に、標準電圧6,000Vで、17,100,000キロワット時以上の電気を供給した実績を有する者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。)

(6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例36号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局(流域下水道事務所総務課)の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局(流域下水道事務所総務課)に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期 間

入札公告の日から令和 3 年 2 月 1 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場 所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
茨城県流域下水道事務所 総務課 電話029-823-1621

- (2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。
・那珂久慈浄化センター メールアドレス : ryuge_nakakuji@pref. ibaraki. lg. jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 1 月 18 日 (月) 午後 4 時まで
なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問方法

質問は電子調達システムにより TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

ウ 質問受付先

2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に同じ。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日 時

令和 3 年 1 月 22 日 (金) 午後 4 時まで

イ 方 法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に「3 入札参加資格」に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

令和 3 年 2 月 1 日 (月) 午後 4 時まで
なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

電子調達システムにより入札参加登録シート (txt ファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を郵送、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

- (3) 提出先

2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に同じ。

- (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 2 月 5 日 (金) 午後 4 までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった入札金額算出単価表 (参考様式) 及び計算書 (様式は任意)」について郵送、持参又は電子メールの添付ファイルにより 2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は、書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額 (整数) を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月毎の予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった入札金額算出単価表に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 2 月 18 日 (木) 午後 4 時までにシステムのファイルへの記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日 時

令和 3 年 2 月 19 日 (金) 午前 9 時

イ 場 所

茨城県流域下水道事務所 1 階 事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。) 第143条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第 2 項各号いずれかに該当する場合にお

いては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 3 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
 なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が調達本件に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
 Electricity to be used in Nakakuji Purification Center and 11 others about 17, 190, 500kWh
- (2) Time-limit for tender :
 Mail delivery : 4 : 00 p. m. February 18, 2021
 Hand delivery : 4 : 00 p. m. February 18, 2021
- (3) Contact point for the notice :
 General Affairs Division,
 Ibaraki Prefectural Basin Sewerage Office,
 2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.
 TEL 029-823-1621

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県流域下水道事務所長 和 田 幸 三

1 入札に付する事項

- (1) 件 名
 那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設で使用する電気の供給
- (2) 予定使用電力量
 約8,272,600キロワット時
- (3) 調達件名の仕様等
 入札説明書（仕様書）による。

(4) 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

茨城県ひたちなか市長砂 163-8
那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 五十嵐
電 話 029-823-1621
F A X 029-823-1626
メールアドレス ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 調達内容に関すること

〒312-0004 茨城県ひたちなか市長砂 163-8
茨城県流域下水道事務所 那珂久慈浄化センター 担当 助川
電 話 029-285-7760
F A X 029-285-7764
メールアドレス ryuge_nakakuji@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定による小売電気事業に登録されているものであること。
- (4) 過去の継続する 1 年間に、標準電圧 6,000 V で、8,270,000 キロワット時以上の電気を供給した実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと (更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。)
- (6) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

- (1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期 間

入札公告の日から令和 3 年 2 月 1 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場 所

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 電話029-823-1621

(2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。

・那珂久慈浄化センター メールアドレス : ryuge_nakakuji@pref.ibaraki.lg.jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 1 月 18 日 (月) 午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したのものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問方法

質問は電子調達システムにより TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

ウ 質問受付先

2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に同じ。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日 時

令和 3 年 1 月 22 日 (金) 午後 4 時まで

イ 方 法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に「3 入札参加資格」に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和 3 年 2 月 1 日 (月) 午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより入札参加登録シート (TXTファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を郵送、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 2 月 5 日 (金) 午後 4 時までには、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった入札金額算出単価表 (参考様式) 及び計算書 (様式は任意)」について郵送、持参又は電子メールの添付ファイルにより 2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は、書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額 (整数) を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月毎の予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算した総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった入札金額算出単価表に記載のあった各単価で行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 2 月 18 日 (木) 午後 4 時までにはシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2(1)の担当部局 (流域下水道事務所総務課) に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日 時

令和 3 年 2 月 19 日 (金) 午前 10 時

イ 場 所

茨城県流域下水道事務所 1 階 事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。) 第143条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局（流域下水道事務所総務課）へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 3 年度当初予算が否決された場合は効力を失うものとする。

(2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(3) 競争入札参加者等は、入札後この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者又は契約の相手方が調達本件に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in Ibaraki Prefectural Area Sewage Disposal Plant about 8,272,600kWh

(2) Time-limit for tender :

Mail delivery : 4:00 p.m. February 18, 2021

Hand delivery : 4:00 p.m. February 18, 2021

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Basin Sewerage Office,

2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.

TEL 029-823-1621

◎入札公告 (電子調達)

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県流域下水道事務所長 和田 幸 三

1 入札に付する事項

(1) 件名

さしまアクアステーション外 4 箇所で使用する電気の供給

(2) 予定使用電力量

約3,959,900キロワット時

(3) 調達件名の仕様等

「入札説明書」(仕様書)による。

(4) 供給期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 供給場所

茨城県猿島郡境町 2306-2 外 4 箇所

さしまアクアステーション 外 4 箇所

2 担当部局

(1) 入札契約に関すること

〒300-0032 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号

茨城県流域下水道事務所 総務課 担当 猪野

電 話 029-823-1621 (代)

F A X 029-823-1626

メールアドレス ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 業務内容に関すること

〒304-0054 茨城県下妻市中居指 933-1

茨城県流域下水道事務所 県西浄化センター 担当 米川

電 話 0296-44-9335 (代)

F A X 0296-44-9337

メールアドレス ryuge_kensei@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成 8 年茨城県告示第 254 号)に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条の 2 の規定による小売電気事業に登録されている者であること。

(4) 過去の継続する 1 年間に、標準電圧 6,000V で、3,950,000 キロワット時以上の電気を供給した実績を有する者であること。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)

(6) 茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例 36 号)第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2(1)の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2(1)の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県流域下水道事務所

ア 期間

入札公告の日から令和 3 年 2 月 1 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) に定める休日を除く。

イ 場所

2(1)の担当部局に同じ。

- (2) 入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、(1)アの期間中に以下へその旨申請すること (様式任意)。

・ 県西浄化センター メールアドレス : ryuge_kensei@pref. ibaraki. lg. jp

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

なお、現地説明会は実施しない。

ア 質問受付期間

公告の日から令和 3 年 1 月 18 日 (月) 午後 4 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2(1)の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により TIFF 等の画像ファイル形式で提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 3 年 1 月 22 日 (金) 午後 4 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に『3 入札参加資格』に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

令和 3 年 2 月 1 日 (月) 午後 4 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

電子調達システムにより入札参加登録シート (txt ファイル) を提出し、確認申請書及び入札参加資格に係る証明書を郵送、持参または 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

- (3) 提出先

2(1)の担当部局に同じ。

- (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 3 年 2 月 5 日 (金) 午後 4 時まで、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。併せて、「別紙様式第 6 号 入札書、算出の根拠となった単価表及び計算書 (様式は任意)」について郵送、持参または 2(1)に記載の所属メールアドレスへの送信により提出すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上封書にて、2(1)の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額 (整数) を記載すること。

入札書に記載する金額は、当所が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて、また予定力率を考慮して計算にした総価を記載しなければならない。

なお、燃料費調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号) に基づく賦課金は含めないものとする。また、契約にあたっては、入札書の算出の根拠となった単価表及び計算書に記載のあった各単価により単価契約を行う。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 3 年 2 月 18 日 (木) 午後 4 時までシステムへのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2(1)の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 3 年 2 月 19 日 (金) 午前 11 時

イ 場所

茨城県流域下水道事務所 1 階事務室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則 (平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。) 第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を納付する。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 紙入札において、入札書が指定日時までに指定の場所に届かなかったとき。
- (14) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (15) 入札金額の算出根拠となる計算書の提出をしなかった入札
- (16) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) この公告に示した供給をできると茨城県流域下水道事務所長が判断した入札者であって、財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2(1)の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 当該入札公告に基づき生じた権利義務は、令和 3 年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

(2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話029-301-4875 (直通)

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity to be used in 4 Points Of Sashima Aqua Station And Others 3,959,900kWh

(2) Time limit for tender :

Hand delivery : 4:00 p.m. , February 18 , 2021

Mail delivery: 4:00 p.m. , February 18, 2021

(3) Contact point for the notice :

General Affairs Division,

Ibaraki Prefectural Basin Sewage Office,

2-8-1 Kohoku Tsuchiura-shi Ibaraki Prefecture, 300-0032 Japan.

TEL 029-823-1621

~~~~~  
( 企 業 局 )

#### ●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年1月7日

茨城県公営企業管理者 企業局長 澤 田 勝

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入物件名及び数量

水道用次亜塩素酸ナトリウム 5,497,000キログラム (予定数量)

(2) 購入物件名の特質等

購入物品の性能等に関し、茨城県公営企業管理者企業局長が入札説明書で指定する性質を有すること。

(3) 納入期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ① 茨城県企業局県南水道事務所        | 茨城県土浦市大岩田2972   |
| ② 茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場  | 茨城県取手市小文間80     |
| ③ 茨城県企業局県南水道事務所阿見浄水場   | 茨城県稲敷郡阿見町追原2586 |
| ④ 茨城県企業局鹿行水道事務所        | 茨城県鹿嶋市宮中3761-1  |
| ⑤ 茨城県企業局鹿行水道事務所鱒川浄水場   | 茨城県鹿嶋市鱒川234     |
| ⑥ 茨城県企業局県西水道事務所        | 茨城県筑西市辻2382     |
| ⑦ 茨城県企業局県西水道事務所新治浄水場   | 茨城県土浦市本郷1839    |
| ⑧ 茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場  | 茨城県常総市大塚戸町1956  |
| ⑨ 茨城県企業局県中央水道事務所       | 茨城県那珂市豊喰685     |
| ⑩ 茨城県企業局県中央水道事務所那珂川浄水場 | 茨城県那珂市西木倉1648   |
| ⑪ 茨城県企業局県中央水道事務所澗沼川浄水場 | 茨城県笠間市平町1100    |

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企業局総務課

電話 029-301-4926

FAX 029-301-4929

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格がある者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿の大分類9（薬品類）小分類3（化学工業薬品）に登録している者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告及び入札説明書に示す物品調達の規格（仕様）に適合する物品及び数量を地域の異なる2つ以上の製造工場から確実に納入できることを、供給能力証明書及び代理店証明書を提出することにより証明できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

4 入札説明書等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

入札公告の日から令和3年1月29日（金）までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県庁舎 行政棟21階

茨城県企業局総務課（電話）029-301-4926

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、4(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyokeiri@pref.ibaraki.lg.jp

## 5 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

### ア 質問受付期間

公告の日から令和3年2月5日（金）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

### ウ 方法

質問は、電子メール又はファックスによること。

- (2) 質問に対する回答日時及び回答方法は、次のとおりとする。

### ア 日時

令和3年2月12日（金）午後5時まで

### イ 方法

電子メール又はファックスにより回答する。

## 6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵便（書留郵便に限る）又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に3の(4)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について茨城県公営企業管理者企業局長から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 提出期限

令和3年2月16日（火）必着

- (2) 提出方法

郵送（書留郵便に限る）又は持参により提出すること。

- (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

- (4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 7 入札書の提出方法及び開札場所等

- (1) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入・署名のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封を閉じ、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、さらに「入札書在中」と記すこと。

入札金額は1キログラム当たりの単価を小数第二位まで記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載する



こと。

なお、提出された入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(2) 郵送による入札書の提出方法

郵送の場合は書留郵便とすること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封し、さらに、外封筒の封皮に入札参加者の称号又は名称を表記し、かつ、「3月16日開封・調達物品の入札書在中（水道用次亜塩素酸ナトリウム）」と朱書すること。

この場合、再度の入札（地方自治法施行令167条の8第4項で規定する再度の入札をいう。）を行う場合があるので、再度の入札を辞退する者は「再度入札辞退書」を、再度入札に参加を希望する者はその旨を明記する書類を、外封筒に入れ郵送しなければならない。

(3) 入札書の受領期限

令和3年3月16日（火）午後1時30分。ただし、郵送による入札の場合は、令和3年3月15日（月）午後5時までに、2の担当部局に到達しなければならない。

(4) 代理人による入札方法

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の署名が記載されなければならない。

(5) 開札日時及び場所等

ア 日時 令和3年3月16日（火）午後1時30分

イ 場所 茨城県庁舎行政棟1階 入札室2

ウ 開札 開札は、ア及びイに掲げる日時及び場所において、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第94条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第89条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、入札は無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(4) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(6) 指定の日時までに入札書が提出されなかった入札

(7) 記名を欠くとき。

- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (10) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (11) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (13) その他この入札公告及び入札説明書において示す条件に反して入札を行ったとき。

#### 10 落札者の決定方法

- (1) 本公告に示した物品を納入できると茨城県公営企業管理者企業局長が判断した入札者であって、会計規程第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。ただし、郵送により入札を行う者で再度入札の参加を希望する者がある場合は、7 日以内に再度入札を行う。

#### 11 入札の辞退

競争入札参加者が、入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により、開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 12 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 13 契約書作成の要否

要

#### 14 詳細は入札説明書による。

#### 15 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該調達に係る令和 3 年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (3) 入札・開札の延期等は電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (6) 新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に令和 3 年 1 月 26 日 (火) までに申請すること。

〈申請書の入手、提出及び問合せ先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

16 Summary

(1) Requested Items:

Sodium Hypochlorite 5,497,000kg

(2) Closing Date and Time for Tender Submission:

Mail delivery: March 15, 2021 at 05:00pm (local time)

Hand delivery: March 16, 2021 at 01:30pm (local time)

(3) Inquiries:

Administrative Section, General Affairs Division,

Ibaraki Public Enterprise Bureau,

978-6 Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4926

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年1月7日

茨城県公営企業管理者 企業局長 澤 田 勝

1 入札に付する事項

(1) 購入物件名及び数量

水道用ポリ塩化アルミニウム 9,538,000キログラム (予定数量)

(2) 購入件物名の特質等

購入物品の性能等に関し、茨城県公営企業管理者企業局長が入札説明書で指定する性質を有すること。

(3) 納入期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ① 茨城県企業局県南水道事務所        | 茨城県土浦市大岩田2972   |
| ② 茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場  | 茨城県取手市小文間80     |
| ③ 茨城県企業局県南水道事務所阿見浄水場   | 茨城県稲敷郡阿見町追原2586 |
| ④ 茨城県企業局鹿行水道事務所        | 茨城県鹿嶋市宮中3761-1  |
| ⑤ 茨城県企業局鹿行水道事務所鱒川浄水場   | 茨城県鹿嶋市鱒川234     |
| ⑥ 茨城県企業局県西水道事務所        | 茨城県筑西市辻2382     |
| ⑦ 茨城県企業局県西水道事務所新治浄水場   | 茨城県土浦市本郷1839    |
| ⑧ 茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場  | 茨城県常総市大塚戸町1956  |
| ⑨ 茨城県企業局県中央水道事務所       | 茨城県那珂市豊喰685     |
| ⑩ 茨城県企業局県中央水道事務所那珂川浄水場 | 茨城県那珂市西木倉1648   |
| ⑪ 茨城県企業局県中央水道事務所潤沼川浄水場 | 茨城県笠間市平町1100    |

2 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県企業局総務課

電話 029-301-4926

FAX 029-301-4929

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格がある者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿の大分類9（薬品類）小分類3（化学工業薬品）に登録している者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告及び入札説明書に示す物品調達の規格（仕様）に適合する物品及び数量を地域の異なる2つ以上の製造工場から確実に納入できることを、供給能力証明書及び代理店証明書を提出することにより証明できる者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

### 4 入札説明書等の交付期間及び場所

#### (1) 交付期間

入札公告の日から令和3年1月29日（金）までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

#### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県庁舎 行政棟21階

茨城県企業局総務課（電話）029-301-4926

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、4(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

### 5 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

#### ア 質問受付期間

公告の日から令和3年2月5日（金）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

#### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

#### ウ 方法

質問は、電子メール又はファックスによること。

- (2) 質問に対する回答日時及び回答方法は、次のとおりとする。

#### ア 日時

令和 3 年 2 月 12 日 (金) 午後 5 時まで

イ 方法

電子メール又はファックスにより回答する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵便（書留郵便に限る）又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に 3 の(4)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について茨城県公営企業管理者企業局長から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和 3 年 2 月 16 日 (火) 必着

(2) 提出方法

郵送（書留郵便に限る）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当部局に同じ

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札書の提出方法及び開札場所等

(1) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入・署名の上封書にて、2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封を閉じ、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、さらに「入札書在中」と記すこと。

入札金額は 1 キログラム当たりの単価を小数第二位まで記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

なお、提出された入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(2) 郵送による入札書の提出方法

郵送の場合は書留郵便とすること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封し、さらに、外封筒の封皮に入札参加者の称号又は名称を表記し、かつ、「3 月 16 日開封・調達物品の入札書在中（水道用ポリ塩化アルミニウム）」と朱書すること。

この場合、再度の入札（地方自治法施行令 167 条の 8 第 4 項で規定する再度の入札をいう。）を行う場合があるので、再度の入札を辞退する者は「再度入札辞退書」を、再度入札に参加を希望する者はその旨を明記する書類を、外封筒に入れ郵送しなければならない。

(3) 入札書の受領期限

令和 3 年 3 月 16 日 (火) 午後 2 時 15 分。ただし、郵送による入札の場合は、令和 3 年 3 月 15 日 (月) 午後 5 時までに、2 の担当部局に到達しなければならない。

(4) 代理人による入札方法

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の署名が記載されなければならない。

#### (5) 開札日時及び場所等

ア 日時 令和 3 年 3 月 16 日 (火) 午後 2 時 15 分

イ 場所 茨城県庁舎行政棟 1 階 入札室 2

ウ 開札 開札は、ア及びイに掲げる日時及び場所において、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

### 8 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成 23 年茨城県企業管理規程第 3 号。以下「会計規程」という。）第 94 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第 89 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

### 9 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、入札は無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）

(4) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(6) 指定の日時までに入札書が提出されなかった入札

(7) 記名を欠くとき。

(8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。

(9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。

(10) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。

(11) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

(12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札

(13) その他この入札公告及び入札説明書において示す条件に反して入札を行ったとき。

### 10 落札者の決定方法

(1) 本公告に示した物品を納入できると茨城県公営企業管理者企業局長が判断した入札者であって、会計規程第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。ただし、郵送により入札を行う者で再度入札の

参加を希望する者がある場合は、7 日以内に再度入札を行う。

11 入札の辞退

競争入札参加者が、入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により、開札日時までに到着するよう  
辞退届を提出するものとする。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、  
随意契約に移行する場合がある。

13 契約書作成の要否

要

14 詳細は入札説明書による。

15 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該調達に係る令和 3 年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公  
告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (3) 入札・開札の延期等は電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはで  
きない。
- (5) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約  
の相手方が負担するものとする。
- (6) 新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に  
令和 3 年 1 月 26 日 (火) までに申請すること。

〈申請書の入手、提出及び問合せ先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

16 Summary

(1) Requested Items:

Polyaluminium Chloride 9,538,000kg

(2) Closing Date and Time for Tender Submission:

Mail delivery: March 15, 2021 at 05:00pm (local time)

Hand delivery: March 16, 2021 at 02:15pm (local time)

(3) Inquiries:

Administrative Section, General Affairs Division,

Ibaraki Public Enterprise Bureau,

978-6 Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310-8555, Japan

TEL 029-301-4926



**●入札公告**

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年1月7日

茨城県公営企業管理者 企業局長 澤 田 勝

**1 入札に付する事項****(1) 購入物件名及び数量**

水道用粉末活性炭 377,000キログラム (予定数量)

**(2) 購入物件名の特質等**

購入物品の性能等に関し、茨城県公営企業管理者企業局長が入札説明書で指定する性質を有すること。

**(3) 納入期間**

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**(4) 納入場所**

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ① 茨城県企業局県南水道事務所        | 茨城県土浦市大岩田2972   |
| ② 茨城県企業局県南水道事務所利根川浄水場  | 茨城県取手市小文間80     |
| ③ 茨城県企業局県南水道事務所阿見浄水場   | 茨城県稲敷郡阿見町追原2586 |
| ④ 茨城県企業局鹿行水道事務所        | 茨城県鹿嶋市宮中3761-1  |
| ⑤ 茨城県企業局鹿行水道事務所鱒川浄水場   | 茨城県鹿嶋市鱒川234     |
| ⑥ 茨城県企業局県西水道事務所        | 茨城県筑西市辻2382     |
| ⑦ 茨城県企業局県西水道事務所新治浄水場   | 茨城県土浦市本郷1839    |
| ⑧ 茨城県企業局県西水道事務所水海道浄水場  | 茨城県常総市大塚戸町1956  |
| ⑨ 茨城県企業局県中央水道事務所       | 茨城県那珂市豊喰685     |
| ⑩ 茨城県企業局県中央水道事務所那珂川浄水場 | 茨城県那珂市西木倉1648   |
| ⑪ 茨城県企業局県中央水道事務所潤沼川浄水場 | 茨城県笠間市平町1100    |

**2 担当部局**

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県企業局総務課

電話 029-301-4926

FAX 029-301-4929

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

**3 入札参加資格**

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成8年茨城県告示第254号) に基づく競争入札参加資格がある者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿の大分類9 (薬品類) 小分類3 (化学工業薬品) に登録している者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告及び入札説明書に示す物品調達の規格 (仕様) に適合する物品及び数量を地域の異なる2つ以上の製造



工場から確実に納入できることを、供給能力証明書及び代理店証明書を提出することにより証明できる者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4 入札説明書等の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

入札公告の日から令和3年1月29日（金）までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

##### (2) 交付場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟21階

茨城県企業局総務課（電話）029-301-4926

なお、入札説明書の交付を電子メールで希望する者は、4(1)の交付期間中に以下へその旨申請すること。

茨城県企業局総務課経理担当メールアドレス kigyo-keiri@pref.ibaraki.lg.jp

#### 5 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

##### ア 質問受付期間

公告の日から令和3年2月5日（金）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

##### イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

##### ウ 方法

質問は、電子メール又はファックスによること。

- (2) 質問に対する回答日時及び回答方法は、次のとおりとする。

##### ア 日時

令和3年2月12日（金）午後5時まで

##### イ 方法

電子メール又はファックスにより回答する。

#### 6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵便（書留郵便に限る）又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に3の(4)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について茨城県公営企業管理者企業局長から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

##### (1) 提出期限

令和3年2月16日（火）必着

##### (2) 提出方法

郵送（書留郵便に限る）又は持参により提出すること。

##### (3) 提出先

2の担当部局に同じ。

## (4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 7 入札書の提出方法及び開札場所等

## (1) 入札書の提出方法

入札書に必要な事項を記入・署名のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封を閉じ、表に入札に係る調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、さらに「入札書在中」と記すこと。

入札金額は1キログラム当たりの単価を小数第二位まで記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

なお、提出された入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

## (2) 郵送による入札書の提出方法

郵送の場合は書留郵便とすること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封し、さらに、外封筒の封皮に入札参加者の称号又は名称を表記し、かつ、「3月16日開封・調達物品の入札書在中（水道用粉末活性炭）」と朱書すること。

この場合、再度の入札（地方自治法施行令167条の8第4項で規定する再度の入札をいう。）を行う場合があるので、再度の入札を辞退する者は「再度入札辞退書」を、再度入札に参加を希望する者はその旨を明記する書類を、外封筒に入れ郵送しなければならない。

## (3) 入札書の受領期限

令和3年3月16日（火）午後3時。ただし、郵送による入札の場合は、令和3年3月15日（月）午後5時までに、2の担当部局に到達しなければならない。

## (4) 代理人による入札方法

代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の署名が記載されなければならない。

## (5) 開札日時及び場所等

ア 日時 令和3年3月16日（火）午後3時

イ 場所 茨城県庁舎行政棟1階 入札室2

ウ 開札 開札は、ア及びイに掲げる日時及び場所において、入札者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者またはその代理人が立ち合わない場合は入札事務に関係の無い職員を立ち合わせて行う。

## 8 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県企業局会計規程（平成23年茨城県企業管理規程第3号。以下「会計規程」という。）第94条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第89条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

#### 9 入札の無効

次のいずれかに該当するときは、入札は無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札  
(免除された者は除く。)
- (4) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 指定の日時までに入札書が提出されなかった入札
- (7) 記名を欠くとき。
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (11) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (12) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (13) その他この入札公告及び入札説明書において示す条件に反して入札を行ったとき。

#### 10 落札者の決定方法

- (1) 本公告に示した物品を納入できると茨城県公営企業管理者企業局長が判断した入札者であって、会計規程第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行うものとする。ただし、郵送により入札を行う者で再度入札の参加を希望する者がある場合は、7日以内に再度入札を行う。

#### 11 入札の辞退

競争入札参加者が、入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により、開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

#### 12 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

#### 13 契約書作成の要否

要

#### 14 詳細は入札説明書による。

#### 15 その他

- (1) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 当該調達に係る令和 3 年度予算案が否決された場合若しくは執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。
- (3) 入札・開札の延期等は電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (6) 新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次に示す場所に令和 3 年 1 月 26 日 (火) までに申請すること。

〈申請書の入手、提出及び問合せ先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6  
茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当  
電話 029-301-4875 (直通)

#### 16 Summary

- (1) Requested Items:  
Powdered Activated Charcoal 377,000kg
- (2) Closing Date and Time for Tender Submission:  
Mail delivery: March 15, 2021 at 05:00pm (local time)  
Hand delivery: March 16, 2021 at 03:00pm (local time)
- (3) Inquiries:  
Administrative Section, General Affairs Division,  
Ibaraki Public Enterprise Bureau,  
978-6 Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310-8555, Japan  
TEL 029-301-4926

~~~~~  
(病 院 局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県立中央病院長 島 居 徹

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び年間予定数量
- 寝具類等
- <内 訳>
- ・寝具類 13品目 207,974枚 (個)
 - ・治療用布製品 (既製品) 14品目 220,187枚
 - ・治療用布製品 (特注品) 14品目 38,710枚

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借契約期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで。ただし、令和 3 年度の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(4) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 施設課 リネン室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 一般財団法人医療関連サービス振興会から医療関連サービスマーク制度の寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること。

(5) 一般社団法人日本病院寝具協会と業務代行保証契約を締結している者であること。

(6) 過去3年以内に病院のリネン物品賃貸借に関する1年以上の継続した契約実績があること（これは1者単独での契約実績のみを有効とし、共同受注のようなケースは実績とみなさない。）。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書、仕様書の問合せ先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院

電話：0296-77-1121 経理課担当 大和田：内線2026 施設課担当 井坂：内線2051

(2) 入札説明書の公告期間等

令和3年1月7日（木）から令和3年2月3日（水）までの期間、茨城県立中央病院ホームページに掲載する。

(3) 入札書の受領期限

令和3年2月17日（水）午前10時

（郵送による入札の場合は、書留郵便により、令和3年2月16日（火）午後5時までに3の(1)に示す場所に必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

令和 3 年 2 月 17 日 (水) 午前 10 時
〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵 6528 番地
茨城県立中央病院 本館 2 階大会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程（茨城県病院事業管理規程第 21 号）第 112 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第 107 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(4) 入札者に求められる事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に 2 の各資格を証明する書類を添付して 3 の(1)に示す場所に、令和 3 年 2 月 3 日 (水) 午後 5 時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。

ウ 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県病院局会計規程第 117 条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程第 114 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be rental:

Bedding, etc, 1set

(2) Rental period:

From 1 April 2021 through 31 March 2022

(3) Rental place:

Ibaraki Prefectural Central Hospital 6528 Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken.
309-1793 Japan

(4) Time-limit for sender:

17:00, 16 February 2021 in case of mail

10:00, 17 February 2021 in case of by hand

(5) Contact point for the notice:

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Central Hospital.

6528 Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1793 Japan.

Phone:0296-77-1121 ex 2026, 2051

~~~~~  
( 警 察 本 部 )

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 3 年 1 月 7 日

茨城県警察本部長 河 合 信 之

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①茨城県内警察署等計 25 施設で使用する電気の供給契約、予定数量：7,046,000 kWh ②茨城県警察本部会計課調度係 水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 2 年 12 月 23 日 ④九電みらいエナジー株式会社 代表取締役 水町 豊 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 4 番 8 号 ⑤104,021,739 円（消費税及び地方消費税を除く。） ⑥一般競争入札 ⑦令和 2 年 11 月 5 日 ⑧落札方式は、最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,210 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)